

米軍普天間飛行場内における P F O S 等を含む汚水の適切な処理を求める意見書

去る 7 月 13 日、米海兵隊は、国、県、市に対し、泡消火剤の使用等により生じた米軍普天間飛行場内における P F O S 等を含む汚水について、浄化処理した上で公共下水道への放出を検討していることを明らかにした。

放出する理由としては、従来の焼却処理では財政的負担が大きいことや台風等によって貯水槽へ雨水が流入し、汚水が漏出することを未然に防ぐためと説明している。

P F O S は、生物への蓄積性、毒性のある汚染物質として、廃絶に向けて国際的に規制されており、国内では製造・使用が原則禁止され、その含有廃棄物は厳格に保管、処理することが示されている。汚染濃度も総量も把握できない汚水を、漏出事故防止との理由で公共下水道へ放出するとは本末転倒であり、あまりにも無責任で一方的である。米軍は自らの責任で処理を完結させるべきである。

いくら汚染物質を除去する処理を行うと主張しても、全ての量が安全に処理されるか確認することは困難であり、仮に汚水が放出されてしまった場合、体内に蓄積されることによる健康被害、環境への影響、風評被害が懸念され、容認できるものではない。

よって、本市議会は市民・県民の健康並びに安全で安心な生活を守る立場から、米軍普天間飛行場内における P F O S 等を含む汚水の処理について、下記の事項を強く要請する。

記

- 一 環境中で分解されにくく、残留性の高い P F O S 等を含む汚水を公共下水道や河川へ絶対に放出しないこと。
- 一 P F O S 等の処理は、従来どおり米軍の責任において焼却処理で行うこと。
- 一 泡消火剤は速やかに P F O S 等を含まない代替品等へ替えること。
- 一 環境汚染につながる物質を含む泡消火剤や燃料等は法令等を遵守し厳格に管理すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 7 月 30 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、
沖縄防衛局長、外務省沖縄担当大使、沖縄県知事